

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途

消費税率の改定（平成26年4月1日及び令和元年10月1日）に伴う地方消費税交付金の増収分は、消費税法第1条第2項に規定する社会保障4経費、その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
 令和8年度「本巢市一般会計予算」における社会保障施策経費への充当状況については、以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金	1,002,000 千円
うち社会保障財源化分(税率引き上げ分)	(546,546 千円)
【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	4,499,051 千円

(単位：千円)

区 分	令和8年度 当初予算額	財 源 内 訳					
		特 定 財 源				一 般 財 源	
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税 (社会保障財源 化分の市町村 交付金)	その他
社会福祉 1 障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉、生活保護など	2,849,269	1,343,019	493,384	1,300	83,414	219,913	708,239
社会保険 2 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険など	1,382,514	53,675	191,223	0	0	269,542	868,074
保健衛生 3 医療、健康増進事業、予防対策事業など	267,268	2,638	14,154	0	9,519	57,091	183,866
計	4,499,051	1,399,332	698,761	1,300	92,933	546,546	1,760,179

※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方消費税交付金の令和8年度予算額の 22分の12 に相当する額とする。
 ※2 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。